

## 国立大学法人福井大学 教育の内部質保証に関する基本方針

令和2年2月19日

役員会決定

### 1. 基本方針制定の趣旨

国立大学法人福井大学（以下「本学」という）は、自律的な組織として、教育活動の質や学生の学修成果等を継続的に保証し、その改善・向上を図るため、教育の内部質保証に関する基本方針を定める。

### 2. 教育の内部質保証の基本的な考え方

- (1) それぞれの教育プログラムの編成・実施に責任を持つ学部・研究科は、教育研究上の目的や三つのポリシーに即し、そのプログラムにおける教育研究への取組状況、学修成果を定期的に分析・評価し（自己点検・評価）、その結果に基づいて継続的に教育活動の改善・向上を図る。
- (2) 学部・研究科は、自己点検・評価に連動し、学外有識者による評価及び検証（外部評価）を実施するとともに、国立大学法人評価委員会による国立大学法人評価（現況分析）や必要に応じて認証評価機関などの第三者による客観的評価（第三者評価）を受審する。それら結果を教育研究活動の改善・向上に活用するとともにそれぞれの内部質保証システムや自己点検・評価等の適切性を確保する。
- (3) 上記評価の結果等も活用し、全学としての教育活動について自己点検・評価を実施するとともに、大学の教育研究活動等の有効性を検証するため、国立大学法人評価（達成状況）及び機関別認証評価（第三者評価）を受審する。それら結果を全学の教育研究活動の改善・向上に活用するとともに全学の内部質保証システムや自己点検・評価等の適切性を確保する。
- (4) 教育の内部質保証システムは、基本的に「教育の内部質保証に関するガイドライン（大学改革支援・学位授与機構：平成29年3月）」の趣旨に沿ったものとする。

### 3. 教育の内部質保証の責任と体制

本学の教育の内部質保証に関する責任者は学長とし、体制は以下のとおりとする。

#### (1) 全学組織

##### 一 教育内部質保証委員会

全学教育改革推進機構の中に設置し、教育の内部質保証の実質的な責任者として、機構長を委員長とし、各部局における教育の内部質保証体制並びに学内関連委員会と密接な連携を図り、全学的な教育研究活動の内部質保証を実質的に統括する。

また、教育活動に係る内部質保証について、全学内部質保証委員会より付託される事項を担当する。

## 二 関連する全学委員会等

高等教育推進センター、教育改革推進機構機構長補佐会議等は、全学の教育内部質保証委員会と密接に連携し、学修環境・学生支援の点検・評価、教職員の能力の保証と開発、全学的な教育活動に係る方策等の企画・策定など、教育の内部質保証に係る具体的な取組みを実施する。

### (2) 学部・研究科

学部・研究科における教育の内部質保証に関する責任者は学部・研究科の長とし、各部署の特性・目的等に合わせ、適切な教育の内部質保証体制を整備し、教育研究上の目的や三つのポリシーに即した教育活動が適切に行われ成果をあげているか等を自己点検・評価するとともに、外部評価、第三者評価を実施する。

なお、それぞれの内部質保証体制の適切性等について、適宜、教育内部質保証委員会による検証を受けるものとする。

## 4. 教育活動に係る自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の実施

(1) 全学及び各部署が実施する教育活動に係る自己点検・評価、外部評価、第三者評価は以下のとおりである。

	自己点検・評価	外部評価	第三者評価
全学	実施	実施	法人評価（達成状況） 機関別認証評価
部局	実施	実施	法人評価（現況分析）

(2) 分野別第三者評価を受審する部局においては、それをもって自己点検・評価並びに外部評価にかえることができる。

(3) 教育の内部質保証を実現するため、主に、

#### ①教育プログラムの点検・評価（モニタリング及びレビュー）

教育研究上の目的や三つのポリシーに即した教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的な改善・向上を行うため、授業の点検・評価を含め、教育プログラムの毎年の点検（プログラムモニタリング）や定期的な点検・評価（プログラムレビュー）を実施

## ②教職員の能力の保証と開発

教育活動を担う教員と教育支援及び学生の学修支援業務にあたる教職員の能力を  
保証し、育成・能力向上のための方策を継続的に実施

## ③施設設備、学生支援、学生受入の点検・評価

学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、学生の学修の相談・助言等の学  
生支援ならびに適切かつ公正な学生受入の状況について、継続的な改善・向上を図  
るために、点検・評価を実施

## ④大学や学部・研究科の教育活動の有効性の検証

大学や学部・研究科の使命や目的を実現するため、様々な自己点検・評価の結果を  
総合し、また、必要に応じて全学のテーマ別の点検・評価を行うこと等により、大学  
や学部・研究科の教育活動がその使命や目的に照らして適切に行われ、成果をあげて  
いることを検証

を進める。

## 5. 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価結果に基づく改善

(1) 教育内部質保証委員会は、内部質保証実施小委員会と密接な連携のもと、全学で実施  
した教育研究活動に係る様々な自己点検・評価等によって得られた課題や改善点等を  
整理するとともに、その解決に向けた新たな方策を策定し、全学内部質保証委員会に報  
告する。学長は、役員会等の議を経て、改善方策等を指示し、もって自主的・自律的な  
改善・向上を図る。

(2) 各部局の内部質保証関連委員会等は、プログラム・レビューを含め自己点検・評価、  
外部評価及び第三者評価結果を、課題、改善点等並びにその解決に向けた新たな方策等  
とともに、学部・研究科の長に報告する。学部・研究科の長は、教授会等の議を経て、  
改善方策等を指示し、もって自主的・自律的な改善・向上を図る。さらに、これら評価  
結果等を全学内部質保証委員会から付託された教育内部質保証委員会に報告し、役員  
会等の議を経た学長の改善方策等に基づき、改善・向上を図る。

## 6. ステークホルダーからの意見の活用

在学生・卒業生、地域・企業等のステークホルダーからの意見を取り入れるため、教育  
内部質保証委員会は様々な意見聴取を関連する部局と連携し継続的・組織的に実施し、そ  
の結果を諸活動の改善・向上とともに自己点検・評価等に積極的に活用する。

## 7. 教育の内部質保証に関する基本方針の見直し

本基本方針は、一定期間経過後、内部質保証の有効性等を確認し、必要に応じて見直し  
を行うものとする。

# 教育の内部質保証システムの概要

